

商品概要説明書

マイカーローン（株式会社ジャックス保証）

2024年4月1日現在

商品名	マイカーローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 JA の地区内に居住または勤務している方。 ○ お借入時の年齢が満 18 歳以上、完済時の年齢が満 80 歳以下の方。 ○ 安定・継続した収入の見込める方。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。 ○ 借換の場合、借換対象のマイカーローンに返済遅延がない方 ○ 新卒予定者の場合は就職先の内定が確定している方 ※新卒予定者：3月に高校、専門学校、短大、大学（院）を卒業予定で同年4月以降に就職する方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 自動車購入資金《自動二輪車・自転車（電動、ロードバイク等）・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック（ダンプタイプを含む）・電動車椅子（一般車椅子を含む）・船舶（新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む）及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可》及びそれらに付帯する付属品・諸費用（登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等） ② 車検費用(船舶の車検含む)・修理費用・運転免許(船舶関連免許含む)取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等 ③ マイカーローン・二輪ローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自 JA ・及び各種共済のマイカーローンを含む）及び事務取扱手数料、振込手数料等 ④ 上記③の借換資金と、①②のいずれかの併用も可とする ⑤ 融資実行後に購入予定のカー用品購入資金 ただし①のマイカー・二輪購入と同時申込に限定。 <p>※但し、いずれの使途の場合も事業性資金は除く。また、個人間売買、船舶の繋留費用及び共同購入費用等については対象外とする。</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）。 ※ 但し、借換資金の場合は、借換対象ローンの一括償還金額を上限とする。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6 か月以上 15 年以内（1 ヶ月単位） ※ 但し、借換資金の場合は、返済済み期間を含めず 15 年以内とする。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプ</p>

	<p>タイムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、当J A所定の方法により見直しを行います。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用</p> <p>※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする</p>
保証料率	○ 年利0.65%の固定方式とする。
担保	○ 不要です。
保証人	<p>○ 当J Aが指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>※但し、次の場合必要とする。</p> <p>①株式会社ジャックスが必要とする場合</p> <p>②貸出対象者が新卒者の場合</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県J Aバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県J Aバンク相談所にお申し出下さい。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A てんどう